

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

個人情報保護委員会事務局長  
(公 印 省 略)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）

平素よりマイナンバーの適正な取扱いについて、御協力いただきありがとうございます。

今般、個人情報保護委員会は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正（令和元年6月20日施行）及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）の一部施行による番号法の改正（令和2年5月25日施行）に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「事業者ガイドライン」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「行政機関等ガイドライン」という。）の一部を改正しました（令和2年個人情報保護委員会告示第4号～第7号）。改正の概要は下記のとおりです。

貴都道府県・指定都市におかれましては、特定個人情報等の適正な取扱いについて、引き続き御対応をお願いするとともに、貴都道府県・指定都市に関連する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等の関係団体（以下「関係団体等」という。）に対して、行政機関等ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対しても、行政機関等ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。その際、当該市町村に関連する関係団体等に対して周知することも依頼いただくようお願いいたします。

なお、事業者ガイドラインにつきましても、管内の経済団体、事業者等に対し、周知いただくようお願いいたします。その際、貴団体の商工・経済担当部局にも共有いただき、管内の経済団体等と十分に連携いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 戸籍法の一部を改正する法律の一部施行による番号法の一部改正に伴う改正  
(取得番号関係)

従来から情報連携のために用いられている取得番号<sup>※</sup>について、「情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合には、取得番号を削除する必要がある」旨の記載を追加すること。

なお、事業者ガイドラインにおける本改正については、健康保険組合等の情報連携を行う一部の事業者を対象としたものである（添付資料「(参考) マイナンバーガイドライン（事業者編）の改正（取得番号関係）に係る留意事項」参照）。

※ 取得番号

情報連携において、各機関が個人を一意に識別するための「情報提供用個人識別符号」を取得する際に関係機関間において利用される番号。

(2) デジタル手続法の一部施行による番号法の一部改正に伴う改正（通知カード廃止関係）

これまで個人番号の通知等に用いられていた通知カードが廃止されたことに伴い、「本人確認」等の項目において、通知カードに係る記載を削除すること。また、デジタル手続法等において、通知カードの取扱いに関する経過措置が定められたことから、当該経過措置に関する記載を追加すること。

2 添付資料

【行政機関等ガイドライン】

- 新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）（取得番号関係）
- 新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）（通知カード廃止関係）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（全体版）

【事業者ガイドライン】

- 新旧対照表（事業者編）（取得番号関係）
- 新旧対照表（事業者編）（通知カード廃止関係）
- ・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（全体版）
- ・（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（全体版）
- ・（参考）マイナンバーガイドライン（事業者編）の改正（取得番号関係）に係る留意事項

以 上